平成２４年（フ）第１６３号
神奈川県厚木市林３丁目９番45号　パーシモン弐番館203
債務者　川野由美子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６８号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目２番５―203号
債務者　高橋　拓哉
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７号
新潟市東区粟山１丁目１番28号　太栄荘１号、前住所新潟市東区新石山１丁目２番地４山源ハイツ308号
債務者　井上　和子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０６号
新潟市中央区西大畑町5197番地
債務者　山本　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１２号
新潟市西蒲区巻甲1530番地　第二コーポ真木Ａ101号
債務者　大滝　哲夫
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９号
新潟市西区小新大通１丁目５番49号
債務者　土田　千佳
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２７号
新潟市南区東笠巻新田268番地10
債務者　椎谷　勝広
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
新潟市中央区南笹口１丁目９番17号　笹口グリーンハイツ802号
債務者　須貝　　敏
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３４号
新潟市東区山木戸７―６―７、住民票上の住所新潟市東区山木戸１丁目４番34号
債務者　椎名　武史
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４３号
新潟県五泉市赤海２丁目４番７号
債務者　渡邊　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５９号
新潟市中央区姥ヶ山４丁目18番２号　ハイツ京南106号
債務者　葛西喜代衛
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３号
新潟県新発田市本町４丁目13番21号
債務者　富樫　一美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１６４号
大阪府岸和田市加守町１丁目17番22―604号
債務者　益田　直美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
大阪府貝塚市橋本153番地
債務者　出原　廣行
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
大阪府岸和田市包近町385番地の89
債務者　石川　廣宣
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
大阪府岸和田市加守町４丁目８番１号、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目13番３―201号
債務者　尾花　智明
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番57―505号
債務者　大橋　広隆
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係